

転任のため赴任する場合の旅費の支給に関する取扱い要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市上下水道局旅費支給規程（昭和33年川崎市水道部規程第2号。以下「旅費規程」という。）第10条の2の規定に基づき、転任のため赴任する場合の旅費の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(移転料)

第2条 移転料は、赴任に伴う住居の移転に要する実費を支給する。

(着後手当)

第3条 着後手当は、赴任に伴う住居の移転について、旅費規程別表の日当の5日分及び宿泊料の5夜分に相当する額により支給する。ただし、旅行者が新在勤地に到着後直ちに川崎市上下水道局公舎管理規程（昭和43年川崎市水道局規程第15号）第2条に規定する公舎又は自宅に入る場合は、同表の日当の2日分及び宿泊料の2夜分に相当する額により支給する。

(扶養親族移転料)

第4条 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、次の各号に規定する額により支給する。

(1) 赴任の際、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命じられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア 年齢12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、車賃及び航空賃の全額並びに日当、宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 年齢6歳以上12歳未満の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 年齢6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、年齢6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、赴任の際扶養親族を移転する場合又は赴任の際扶養親族を移転しないが、赴任を命じられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅費について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることはできない。

(3) 第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。